



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

株式会社レオパレス21  
代表取締役社長 北川 芳輝  
(コード番号8848・東証第一部)  
問合せ先  
執行役員広報室長 岩壁真澄  
電 話 03 - 5350 - 0216

## 役員退職慰労金制度の廃止と株式報酬型 ストックオプション導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止に伴う打ち切り支給の件、および取締役に対する株式報酬型ストックオプションの導入について、平成21年6月29日開催予定の第36期定時株主総会（以下、「本総会」）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 役員退職慰労金制度の廃止および役員退職慰労金の打ち切り支給

当社は、取締役および監査役の退職慰労金制度を、本総会終結の時をもって廃止いたします。なお、本総会終結の時に在任する取締役については、在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、その支給時期は各取締役の退任時とすることといたします。

#### 2. 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの導入

当社は、上記1に伴い、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、取締役の会社業績向上に対する意欲・士気のさらなる向上を目的として、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額150百万円以内で発行することといたします。

本新株予約権の内容は以下のとおりといたします。

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社の普通株式250,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本議案の決議日後、株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

#### (2) 新株予約権の総数

2,500個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は100株とする。（ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う）

#### (3) 新株予約権の払込金額およびその算定方法

新株予約権の払込金額は新株予約権の割当日においてブラックショールズモデル等に基づき算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た金額とする。なお、取締役に対して新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬の請求権と新株予約権の払込金額を相殺する。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

#### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内とする。

#### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

**(7) 新株予約権の行使の条件**

新株予約権者は、原則として、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から行使することができるものとし、その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項等を決定する取締役会において定める。

**(8) 新株予約権のその他の内容等**

新株予約権の募集事項等を決定する取締役会において定めるものとする。

※上記の内容については、平成21年6月29日開催予定の第36期定時株主総会において「取締役に対するストックオプション発行承認の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上